明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○日本農林規格等に関する法律施行令の一部を改正する政令（二）　二

〔省　令〕

○電子署名及び認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する省令（総務・法務・経済産業一）　二

〔告　示〕

○令和三年歌会始のお題を定められた件（宮内庁一）　三
○電波天文業務の用に供する受信設備を指定した件（総務三）　三
○電波天文業務の用に供する受信設備を変更及び取消した件（同四）　四
○電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第五条第一項第一号ニの規定に基づき主務大臣が告示で定める方法を定める件（総務・法務・経済産業一）　四
○円借款の供与に関する日本国政府とウズベキスタン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務七）　四
○税関に係る事項における協力及び相互支援に関する日本国政府とウズベキスタン共和国政府との間の協定の署名及び効力発生に関する件（同八）　五
○ラオス人民民主共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同九）　七
○南太平洋経済交流支援センターの設立に関する協定の有効期間の延長に関する件（同一〇）　七
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件（厚生労働七）　七
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間の一部を改正する件（同八）　八
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件（環境二）　九
○国営昭和記念公園の公開日時を変更する件（関東地方整備局六）　九
○道路に関する件（同七～九）　九

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣　法務省　農林水産省　環境省
栃木県　埼玉県　東京都　静岡県　香川県　横浜市

〔叙位・叙勲〕　一〇

〔皇室事項〕　一〇

〔公　告〕

諸事項

官庁
財団、大井口土地改良区の土地改良事業計画の変更の認可関係　二

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　三

会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇日本農林規格等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二号）（農林水産省）

1　名称の表示の適正化を図ることが必要な農林物資として、化学農薬等を使用しないほ場において収穫された農産物等を家畜の飼料の用に供して生産された畜産物等を追加することとした。（第一七条第二号関係）

2　この政令は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行することとした。